

一〇 国会決議の効力

10

一 国会は国権の最高機関であり、政府においては、この国会の意思として示された国会決議の趣旨を十分尊重して行政を遂行すべきことは当然のことである。

したがって、政府としては、国会を構成する衆議院又は参議院の決議がなされた場合には、その趣旨を尊重し、その実現のために努力すべき政治的責任を負うものと考えられる。

しかしながら、国会決議は法律とは異なるものであり、法的拘束力まで有するものではない。

二 したがって、仮に政府の行政運営が国会決議の趣旨からみて適当でないという事態が生ずるとすれば、これは政府の国会に対する政治的責任の問題として考慮していくべきものであり、それが違法であるとか無効であるとかという法的効力の問題にかかわるものではないと考えられる。

(備考) 国会決議の解釈については、最終的には、有権解釈は国会にあるが、国会決議との関係での対応措置を検討するに当たって、国会決議に抵触することのないようその趣旨について政府としての解釈を行うことは、考えられるところである。

(国会答弁例)

[衆・商工委 昭四五・六・一一]
真田内閣法制局第一部長 答弁

○ 真田説明員 御質問の趣旨がやや受け取りにくい点がありますけれども、私のほうとしては、決

議の法的な拘束力といいますか、法的な効力があるかないか、イエスかノーかというような観点からお答え申し上げたいと思います。

御承知のように憲法には七十三条に、内閣は法律を誠実に実施しなければならないという義務が書いてありますので、法律についてはもとより法的な効果といいますか、政府に対する拘束力があるわけでございますが、決議につきましては、特にそういう意味の法的な効果はないというふうにいわざるを得ないと思します。ただ、国の最高機関の一翼である議院、衆議院なり参議院が決議案を可決されました場合には、その趣旨を十分尊重して、なるべくその実現に沿うようにできるだけの努力をしなければならぬという政治的の姿勢は当然ある、尊重しなければならぬという政治的な要請は働くというふうに考える次第でございます。

○加藤（清）委員 決議の趣旨を尊重して、これを誠心誠意実行に努力するということは、あの決議の際に総理大臣も答弁に立っておられるところでござります。

そこでお尋ねしますが、それに内閣、行政府等々が違反した場合はどういうことに相なりますか。

○真田説明員 各議院において可決されました決議の内容を、政府が尊重しないということだろうと存じますけれども、かりに、仮定の問題といったしまして、全然決議の内容を尊重しない、一顧だに与えないというようなことがあれば、それは当然政治的な責任の問題になると思います。ただ、それが違法とか無効だとかという法律問題ではないということだけは、先生も御了解いただけるだろうと思います。

○加藤（清）委員 . . . もし国会の決議に反する行為をあえてしなければならないときは、これはもう一度国会で審議をし直して、決議のし直しをする必要があると思いますが、これはいかがでござりますか、法制局。

○真田説明員 先ほども申し上げましたように、法律ではなくて、各議院、参議院または衆議院の決議の問題でございますので、それを尊重するというのは政治上の、政治的な姿勢としての問題でござりますから、

法律論にはならないといふうにお答えせざるを得ないのじゃないかと思ひます。

○真田説明員 仮定の問題といたしまして、衆議院または参議院における決議の趣旨、内容と違う行政措置がとられて非常に困る、どうしたらいいかという問題だと存じますが、もし決議の内容どおりのことをもつて政府を拘束したいということであれば、それは法律を制定していただくことに相なるかと思ひます。あるいはまた、内閣に対する政治的な不信任の理由として取り上げるといふことも、これはもちろん理論の問題としては可能でございます。

あと、決議のやり直しをすべきかどうかということは、これは各議院のおきめになることでございまして、私のほうで、そうすべきだとか、しなければならぬということを、お答えする筋ではないといふうに考えます。

〔衆・決算委 昭五九・五・一八〕
前田内閣法制局第一部長 答弁

○前田(正) 政府委員 国会決議の法的性格につきまして、一般論としてお答え申し上げます。

申し上げるまでもなく、国会は国権の最高機関でござりますから、政府が国会の意思として示されました国会決議の趣旨を尊重して行政を遂行すべきことは当然のことでございます。その意味におきまして、政府は、国会決議、正確に申しますれば、国会を構成される衆議院または参議院の決議の趣旨の実現に努力すべきわば政治的な責務を負うものと考えます。ただ、理論的に申し上げますと、国会決議につきましては、法律の場合と同様な意味での法的拘束力ではないものと考えております。

〔衆・予算委 昭六一・一一・六
中曾根内閣総理大臣 答弁〕

○中曾根内閣総理大臣 国会決議の有権的解釈は国会がおやりになるものであると前から申し上げておるとおりでござります。しかし、条約を執行するのは政府の考え方、方針、政策でもござります。そういうような関係、外交関係を処理するという面、そういういろいろな面におきまして政府は憲法の許す範囲内において行為できるものであると考え、そういう判断に立って行っておるものでございます。……

〔衆・予算委 平一〇・三・三
大森内閣法制局長官 答弁〕

○大森政府委員 ・・・国会決議、これは言うまでもなく、国会を構成する衆議院及び参議院の一般的な意思表示の一形式であるというふうに理解しております。したがいまして、政府といたしましては、議院の意思として示された議決の趣旨を十分尊重して行政を遂行する責務を有することは当然でございます。

ただ、法的拘束力があるかということになりますと、法的拘束力まであるというわけではございません。もし、国会が内閣を法的に拘束し、縛ろうという目的がある場合には、法律の形式でその意思を確定する必要があるということが言えようかと思います。

(参考資料)

○衆議院先例集(平成六年版)

三七〇 決議は、内閣に対する不信任、特別委員会の設置、国交又は領土に関する意思表明、感謝、表彰、祝賀、慰問、弔詞その他国政に関する諸般の事項に関して、これをする。

決議は、内閣に対する不信任、特別委員会の設置、国交又は領土に関する議院の意思表明、外国あるいは外交諸機関に対する感謝、永年在職議員に対する表彰、祝賀、慰問、弔詞その他国政に関する諸般の事項に関するなされる。

これらの案件は、議長の発議若しくは議員の動議により、又は決議案の形式をもって、会議に付される。